

# 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

## 表彰規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日 18 規程第 16 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の職員、任期付職員、ワイドキャリアスタッフ職員、研究所の業務を行う者であって役員、職員、任期付職員及びワイドキャリアスタッフ職員以外の者又は産技研以外の者に対し、理事長が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰事由)

**第 2 条** 理事長は、次に掲げる表彰事由のいずれかに該当する者に対し、別に定めるところにより表彰を行う。ただし、対象となる表彰事由は、過去 3 年を超えない範囲のものに限るものとする。

- 一 職務に関し有益な研究を行い、顕著な功績を挙げたとき。
- 二 特に社会的な貢献又は外部公表を行うことにより顕著な功績を挙げたとき。
- 三 研究関連の業務を通じて、研究活動に著しく貢献したとき。
- 四 研究管理の業務を通じて、研究活動に著しく貢献したとき。

- 五 緊急、困難又は高度な業務の処理について著しく貢献したとき。
- 六 業務の効率化及び合理化方策について著しく貢献したとき。
- 七 非常災害、事故の防止等について、努力し、顕著な功績を挙げたとき。
- 八 永年にわたり誠実に勤務したとき。
- 九 その他、産技研の業務に著しく貢献したのものとして理事長が認めたとき。

(表彰の時期)

**第3条** 表彰は、原則として毎年一回行う。ただし、理事長が必要があると認めるときは、随時行うことができる。

(表彰委員会)

**第4条** 理事長は、表彰委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じ、別に定める事項に基づき被表彰者の決定に関する必要事項を審議する。

(被表彰者の決定)

**第5条** 被表彰者の決定は、理事長が行う。

- 2 理事長は、前条の規定により委員会を設置した場合であって、その委員会が諮問に応じて答申したときは、その答申を尊重して被表彰者の決定を行うものとする。

(表彰状の授与等)

**第6条** 表彰は、理事長が表彰状又は感謝状を授与してこれを行う。

- 2 理事長は、表彰状又は感謝状に副賞を添えることができる。
- 3 一の表彰事由について、被表彰者が複数となる場合は、表彰状又は感謝状をその全ての者に授与するものとする。副賞の授与も同様とする。

( 規程の実施 )

**第7条** 表彰の名称、被表彰者に係る事項、委員会の設置、選定基準その他表彰の実施に必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。